

生活環境を保全する取組について

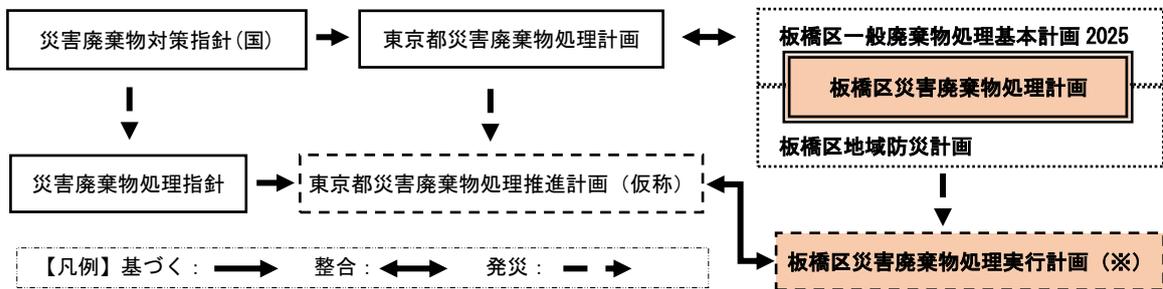
1 板橋区災害廃棄物処理計画(令和3年3月)の概要

(1) 計画策定の背景・目的

近年多発している自然災害は激甚化の傾向にあり、その災害により発生する膨大な災害廃棄物は処理に年単位の期間を要するなど住民生活に多大な影響を与えている。

今後発生が想定される自然災害により排出される災害廃棄物を発災後適切かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物の発生から処理・処分、災害時の組織体制及び連携・支援、仮置場等の環境保全対策などを定めるため板橋区災害廃棄物処理計画を策定した。

(2) 計画の位置づけ



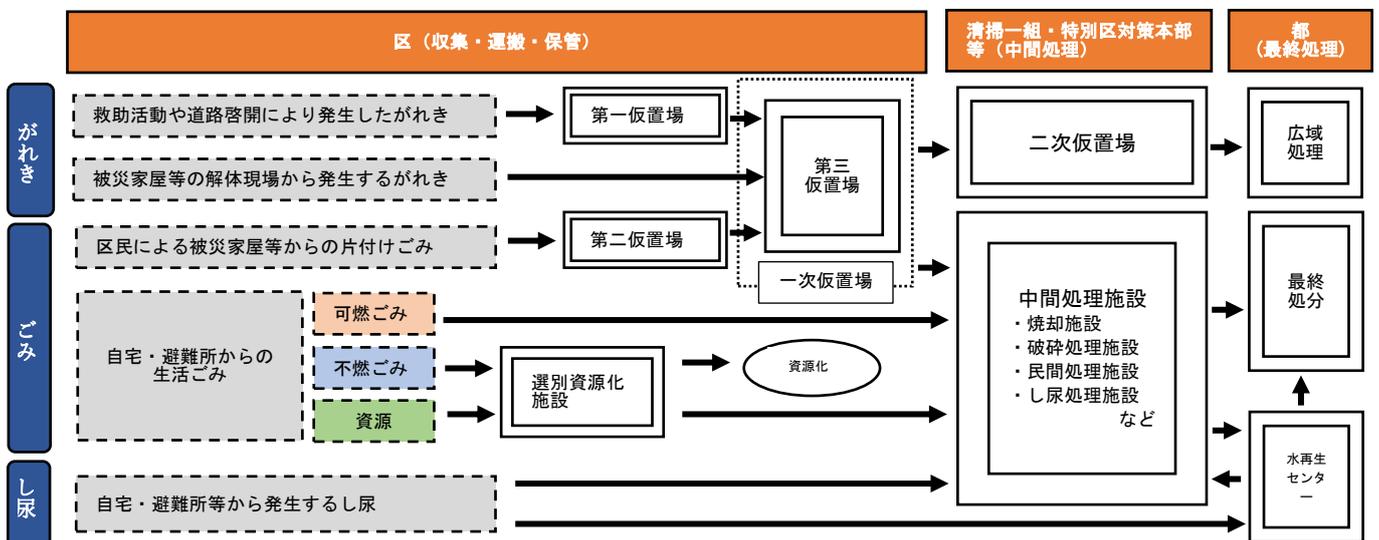
※発災後、実際の被害状況を踏まえ災害廃棄物の処理期間や処理方法などを定めた板橋区災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(3) 災害廃棄物処理の基本方針

区は災害廃棄物の処理に際して、本計画に定めた以下の基本方針に基づき、SDGs（持続可能な開発目標）を見据えた施策を展開し、「環境」「経済」「社会」への責任をしっかりと果たしていく。

- ◇環境に配慮した適正処理と災害廃棄物の再資源化の推進
- ◇衛生・安全に配慮した処理の実施と、早期の復旧・復興に向けた取組
- ◇協力・連携体制による共同処理

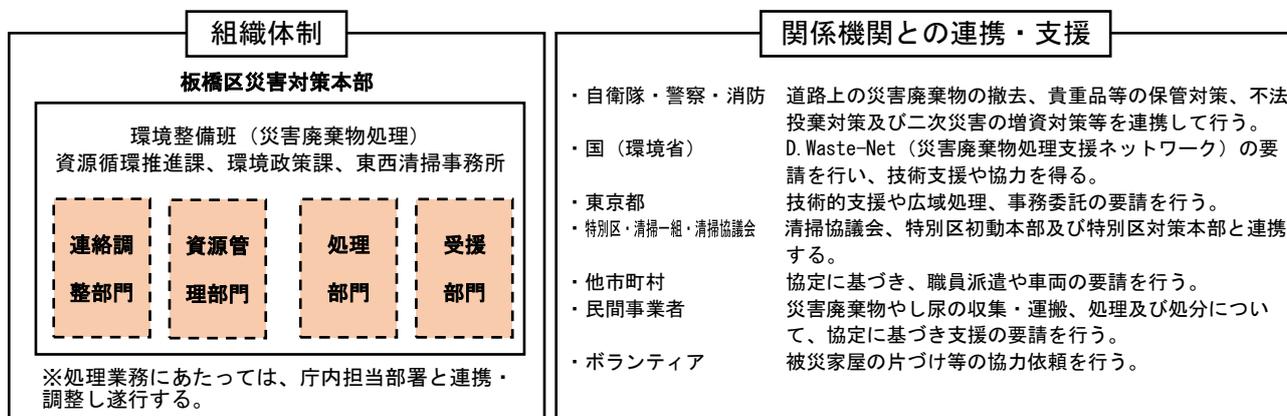
2 災害廃棄物の発生から処理・処分までの流れ



3 災害時の組織体制・連携・支援体制、仮置場の環境保全対策等

(1) 災害時の組織体制・連携・支援体制

発災後、区地域防災計画に基づき区災害対策本部が設置された場合、資源環境部が環境整備班として他部課と連携し災害廃棄物进行处理する。また、処理にあたっては、国、都、特別区等の関係機関と連携するとともに、協定を締結している団体に支援協力を要請する。



(2) 仮置場の選定

区災害廃棄物処理計画に定められた基本要件に基づき、搬入・搬出ルートや土地の形状、周辺環境などについて現地視察のうえ、関係部署と調整し選定している。

なお、仮置場の開設については、発災後、関係部署と協議のうえ、災害の規模、被害状況などを総合的に勘案し選定する。

《本区で設置する仮置場》

種類	設置時期	箇所数	概要
第一仮置場	発災 24 時間以内 ～1 週間以内	4 箇所程度	救助や道路啓開により発生するがれき類を対象とし、第三仮置場に移動させるまでの一時保管場所とする。
第二仮置場	1 日後～1 か月後	21 箇所程度	住人による被災家屋からの片付けごみを対象とし、第三仮置場に移動させるまでの一時保管場所とする。
第三仮置場	3 日後～3 年	4 箇所程度	第一仮置場、第二仮置場及び家屋解体により発生するがれき類を対象とし、二次仮置場（特別区管理）や中間処理施設に移動させるまでの一時保管場所とする。

(3) 仮置場の環境保全対策について

災害廃棄物が保管される仮置場において、火災や臭気、騒音・振動などによる地域住民の生活環境への影響や運営時の労働災害を防止するため、環境保全への対策を適正に取り組む必要がある。

区分	対策
火災	可燃物（木くず、畳等）の積み上げは一定の高さまでとし、山同士の間隔を空け危険物と分別し保管する
大気・臭気	定期的な散水、腐敗性廃棄物の優先的な処理、消臭剤や脱臭剤の散布、シートによる被覆等を行う
騒音・振動	低騒音・低振動の機械、重機を使用する
土壌・水質・害虫	遮水シートの敷設、排水・雨水の適正処理、蚊等の発生を防止する
作業従事者の健康被害	救急設備や水分補給を行うための機能を有した待機所の設置を行う